

文例（相続人相互の担保責任の指定）

第〇条 遺言者の財産の分割により取得する財産については、長男〇〇〇〇（生年月日）が一切の担保責任を負うものとする。

遺言で、担保責任の範囲を変更することができます。相続人相互の担保責任の指定は、遺言によらなければならず、生前行為ではできません。

遺産分割がなされると、「各共同相続人は、他の共同相続人に対して、売主と同じく、その相続分に応じて担保の責任を負う」（民法 911 条）、また「相続分に応じて、他の相続人が受けた債権について分割当時の債務の資力を担保し、かつ担保責任を負う共同相続人中に償還する資力がないものがあるときは、求償者および他の資力のある相続人が分担する」（民法 912 条・913 条）とされています。つまり、相続人の相続財産に何らかの問題が生じた場合に、他の相続人が、その相続分に応じて責任を負うことになり、遺産分割が終了したとしても、相続人間で担保責任についての紛争が起きるおそれがあります。

担保責任を特定の相続人に全部負わせることで、この不安を回避できると考えます。ただし、その場合は、その者に担保責任を負わせるに見合う財産を取得させるのが一般的といえるでしょう。